

那覇航空交通管制部管理棟
建替整備等事業

入 札 説 明 書

平成 18 年 8 月 9 日

国 土 交 通 省

<目 次>

1.	公告日	1
2.	支出負担行為担当官の所在地及び官職氏名	1
3.	事業概要.....	1
4.	競争参加資格.....	4
5.	担当部局.....	9
6.	入札説明書等の交付期間、場所及び方法.....	9
7.	競争参加資格の確認（第一次審査）等	9
8.	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	11
9.	本入札説明書に対する質問及び見学会等.....	11
10.	入札書及び第二次審査資料の提出.....	13
11.	入札方法等.....	13
12.	第二次審査資料等.....	15
13.	入札保証金及び契約保証金.....	15
14.	開札（価格審査）	16
15.	入札の無効.....	16
16.	落札者の決定方法等	16
17.	基本協定書の締結.....	19
18.	S P Cの設立等.....	19
19.	事業契約の締結.....	19
20.	手続における交渉の有無	19
21.	支払条件	19
22.	建設工事保険等付保の要否.....	20
23.	本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	20
24.	苦情申立て.....	20
25.	関連情報を入手するための照会窓口	20
26.	その他.....	20
27.	添付書類	21

入札説明書

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び添付資料（以下「入札説明書等」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は平成18年6月5日に公表した「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業実施方針」（以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものであり、入札説明書等と実施方針等に相違がある場合には、入札説明書等の規定が優先する。

また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日

平成18年8月9日

2. 支出負担行為担当官の所在地及び官職氏名

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 鈴木 久泰

3. 事業概要

(1) 事業名

「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業」

(2) 対象公共施設及び入居予定官署

① 対象公共施設

庁舎（「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年6月1日法律第181号）第2条第3項に定めるものをいう。）

② 入居予定官署

那覇航空交通管制部

(3) 事業場所

沖縄県那覇市鏡水334

(4) 事業内容

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、落札者とされた者が、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本

事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCが、落札者とされた者の提案に基づき、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により新たな管制部管理棟（以下「新本館」という。）の整備、現在の管制部管理棟（以下「旧本館」という。）の解体撤去及び新本館の維持管理に関する業務等を行う。

以下に主な業務を示すが、詳細な業務内容については、「資料－1 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）及び「資料－2 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）を参照のこと。

① 施設整備に関する業務

下記の設計、建設及び工事監理業務を行う。なお、新本館に整備する航空保安用電源設備は除く。

- (ア) 設計業務（本事業に係る工事の設計並びに必要な一切の調査、申請及び手続き等）
- (イ) 建設業務（本事業に係る工事並びに必要な調査・対策、申請及び手続き、検査等）
- (ウ) 工事監理業務（本事業に係る工事の監理）

② 解体撤去業務（旧本館施設の解体撤去業務）

③ 維持管理に関する業務

- (ア) 建築物点検保守業務（建築、建築設備、外構施設、植栽管理）
- (イ) 設備運転監視業務
- (ウ) 清掃業務
- (エ) 警備・受付業務
- (オ) 修繕業務

なお、旧本館からの什器備品・管制用機器等の移設、その他引越し業務は本事業に含まない。

(5) 提供される業務の要求水準

「資料－1 業務要求水準書」によるものとする。

(6) 事業期間等

① 事業期間

事業契約締結日から平成36年3月31日まで

② 今後のスケジュールは次のとおりである。

- ・ 平成 18 年 8 月 9 日 入札公告
- ・ 平成 18 年 8 月 10 日 ～ 平成 18 年 8 月 28 日 入札説明書等に関する質問受付期間
- ・ 平成 18 年 8 月 24 日 第 1 回事業場所等の見学会
- ※ 第 1 回事業場所等の見学会は、全ての参加希望者を対象とし、時間等の詳細については別途通知する。
- ・ 平成 18 年 8 月 28 日 第 1 回入札説明書等に関する質問回答公表（※ 8 月 16 日までに受付けた質問について回答）
- ・ 平成 18 年 9 月 11 日 第 2 回入札説明書等に関する質問回答公表（※ 8 月 28 日までに受付けた質問について回答）
- ・ 平成 18 年 9 月 11 日 ～ 平成 18 年 9 月 19 日 第一次審査資料の受付期間
- ・ 平成 18 年 9 月 26 日 第一次審査結果の通知
- ・ 平成 18 年 9 月 26 日 ～ 平成 18 年 10 月 3 日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
- ・ 平成 18 年 10 月 3 日 第 2 回事業場所等の見学会
- ※ 当該見学会は、競争参加資格があると認められた者を対象とし、時間等の詳細については別途通知する。
- ・ 平成 18 年 10 月 11 日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
- ・ 平成 18 年 10 月 24 日 入札価格の基準金利設定日
- ・ 平成 18 年 11 月 20 日 ～ 平成 18 年 11 月 24 日 入札書及び第二次審査資料の受付日
- ・ 平成 18 年 11 月 30 日 開札（価格審査）
- ・ 平成 19 年 1 月 中旬 第二次審査資料に関するヒアリング
- ・ 平成 19 年 1 月 下旬 落札者の決定
- ・ 平成 19 年 2 月 月上旬 落札者との基本協定の締結
- ・ 平成 19 年 3 月 下旬 SPC との事業契約の締結
- ・ 平成 20 年 10 月 末 施設引渡し及び所有権移転
- ・ 平成 20 年 10 月 末 ～ 平成 22 年 3 月 末 新本館と旧本館の並行運用
- ・ 平成 22 年 4 月 新本館への運用切換
- ・ 平成 23 年 3 月 末まで 旧本館の解体撤去
- ・ 平成 36 年 3 月 PFI 事業の終了

(7) 事業期間終了後の措置

本事業が終了したときにおいて、「資料－1 業務要求水準書」に示す条件を保持していなければならない。

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 応募者は、④に掲げる業務等を実施する予定の複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
- ② 応募グループは、「構成員」（応募グループを構成する企業のうち、SPCに出資を行う企業を言う。）及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち構成員以外の企業で、事業開始後、SPCから直接④に掲げる業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。）から構成されるものとする。
- ③ 応募者は、応募にあたり、構成員の中から一者を「代表企業」として定め、当該代表企業が応募手続きを代表者として行うこと。
- ④ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成員又は協力会社のそれぞれが、以下のいずれかの業務に携わることを予定しているかを明らかにすること。
 - (ア) 設計業務： 本施設の設計
 - (イ) 工事監理業務： 本施設の工事監理
 - (ウ) 建設業務： 本施設の建設
 - (エ) 解体撤去業務： 既存施設の解体撤去
 - (オ) 維持管理業務： 本施設の維持管理業務
- ⑤ 応募グループの構成員又は協力会社のうち一者が、前項に掲げる複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募グループの構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできない（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株式の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）。
- ⑥ 入札参加資格の確認後は、応募グループの構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提案期限の日から落札者の決定までの時期を除き、代表企業、構成員及び協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社になることはできない。
- ⑧ 当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認められない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関

係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。

- ⑨ 上記⑧の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(A) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。）の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係にあると認められる場合。

- ⑩ 各構成員及び各協力会社は、本事業において担当する業務又は本事業での役割を入札参加表明書において明らかにすること。

(2) 構成員及び協力会社に共通の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 本事業における業務に応じた競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に航空局長が定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 入札参加表明書の提出期限の日から落札者の決定までの期間に、航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付け、空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置基準に該当する指名停止措置であり、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。
- ⑤ 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与し

ている者は以下の通りである。

- ・ 日本工営株式会社
 - ・ 株式会社日立建設設計
 - ・ 東京青山・青木法律事務所
- ⑥ 有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 設計者の参加資格要件

設計業務を担当する者（以下「設計者」という。）は次の要件を満たすこと。

- ① 国土交通省航空局における「測量及び建設コンサルタント等のうち建設コンサルタント」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 設計者は、平成8年度以降に以下に示すいずれかの設計の実績を有すること。
 - (ア) 「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年10月24日）に示される耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の庁舎
 - (イ) 前項と同等以上と国が認める建築物
- ④ 設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者も上記①から③の要件を満たしていること。
- ⑤ 設計者のうち一者は次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - (ア) 建築士法第2条第2項に基づく一級建築士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力を有する者で上記③に示す実績を有する技術者を配置できること。
 - (イ) 建築設備を担当する技術者は建築士法施行規則第17条の18に基づく建築設備士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力を有する者で（5）の⑤に示す実績を有する技術者を配置できること。

(4) 工事監理者の参加資格要件

工事監理業務を担当する者（以下「工事監理者」という。）は次の要件を満たすこと。

- ① 国土交通省航空局における「測量及び建設コンサルタント等のうち建設コンサルタント」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 工事監理者は、平成8年度以降に以下に示すいずれかの工事監理の実績を有すること。
 - (ア) 「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年10月24日）に示される耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の庁舎
 - (イ) 前項と同等以上と国が認める建築物
- ④ 工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、上記①から③の要件を

満たしていること。

- ⑤ 工事監理者のうち一者は次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - (ア) 建築士法第2条第2項に基づく一級建築士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力を有する者で上記③に示す実績を有する技術者を配置できること。
 - (イ) 建築設備を担当する技術者は建築士法施行規則第17条の18に基づく建築設備士の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力を有する者で(5)の⑤に示す実績を有する技術者を配置できること。

(5) 建設者の参加資格要件

建設業務を担当する者(以下「建設者」という。)は次の要件を満たすこと。

- ① 航空局における「建築工事業」、「管工事業」、「電気工事業」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 各工事業種において一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が次の点以上であること。

表 建設者が満たすべき一般競争参加資格認定における能力

工事業種	基準となる経営事項評価点数
建築工事業	1,100点
管工事業	1,100点
電気工事業	1,100点

- ③ 建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、各々の工事業種を担当する者が担当する工事業種の上記点数を満たし、かつ、応募者として上記全ての点数を満たしていること。
- ④ 建設者のうち建築工事業を担当する者は、平成8年度以降に以下に示すいずれかの元請工事の実績を有すること。(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。)
 - (ア) 延べ床面積5,000㎡以上の庁舎
 - (イ) 前項と同等以上と国が認める建築物
- ⑤ 建設者のうち管工事業を担当する者は、平成8年度以降に、以下に示す全ての要件を満たす空気調和設備工事の元請けとしての実績(更新工事を含む)又は国がこれと同等と認める工事实績を有すること。(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。)
 - (ア) 熱源設備 複数台システムによる中央熱源方式で高圧ガス保安法に規定する冷凍能力100トン以上の冷凍機の設置
 - (イ) 空調設備 下吹出し方式による空調機の設置
 - (ウ) 自動制御設備 中央監視制御方式による自動制御設備の設置ただし、上記(ア)から(ウ)は同一工事であること。

- ⑥ 建設者のうち、電気工事業を担当する者は、平成8年度以降に、以下に示すいずれかの電気設備工事の元請けとしての実績を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）
- (ア) 延べ床面積5,000㎡以上の庁舎
 - (イ) 前項と同等以上と国が認めた建築物
- ⑦ 各工事業種を複数の者が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合において、共同して実施する全ての者が上記要件を満たしていること。
- ⑧ 建設者は次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (ア) 建築工事業を担当する者は、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - (A) 建設業法第27条第1項に基づく一級建築施工管理技士の資格を有する技術者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者。
 - (B) 上記④に示す実績を有する技術者。
 - (イ) 管工事業を担当する者は、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - (A) 建設業法第27条第1項に基づく一級管工事施工管理技士の資格を有する技術者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者。
 - (B) 上記⑤に示す実績を有する技術者。
 - (ウ) 電気工事業を担当する者は、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - (A) 建設業法第27条第1項に基づく一級電気工事施工管理技士の資格を有する技術者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者。
 - (B) 上記⑥に示す実績を有する技術者。

(6) 解体者の参加資格要件

解体撤去業務を担当する者（以下「解体者」という。）は航空局における「建築工事業」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

(7) 維持管理者の参加資格要件

維持管理業務を担当する者（以下「維持管理者」という。）は次の要件を満たすこと。

- ① 平成16・17・18年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」であり、競争参加地域が「九州沖縄」、等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされていること。
- ② 維持管理業務のうち建築設備点検保守業務及び建築設備運転監視業務における電気設備を担当する者は「電気工事業」、機械設備を担当する者は「管工事業」として、航空局の平成17・18年度一般競争参加資格審査に登録され、各々の等級が「A」又は「B」等級に格付けされていること。
- ③ 清掃業務、警備・受付業務を担当する者は、清掃、警備について各々の業務実績を有すること。また、電気設備、機械設備を担当する者は、各々の機器保守の実績を有すること。

- ④ 維持管理業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、各々の者が必要とする上記①から③の要件を満たしていること。

5. 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号

国土交通省航空局監理部予算・管財室 契約係

電 話 03-5253-8111 内線 48654 平田良二

URL http://www.mlit.go.jp/koku/03_information/05_chotatsu/index.html

6. 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- (1) この入札説明書等は、次項(2)及び9.(3)に掲げるものを除き、平成18年8月9日(水)から平成18年11月22日(水)まで、「5.」に示したURLにて交付する。
- (2) 事業場所にかかる敷地測量の電子データについては、次に従いCD-ROMにて配付する。
- ① 配付期間 平成18年8月10日(木)から平成18年8月23日(水)まで
- ② 配付場所 9.(1)②に同じ。
- ③ 配付方法 当該データの配付は全て手渡しによるものとし、配付を希望する者は、「資料-3 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 様式集」(以下「様式集」という。)に従い「敷地測量データの申請書」を作成したうえで、上記配付場所へ事前に連絡すること。受渡しの方法等の詳細については、その都度指示をする。

7. 競争参加資格の確認(第一次審査)等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「参加表明書等」という。)を提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4.(2)②、(3)①、(4)①、(5)①、(6)、(7)①及び②の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4.(2)①及び③から⑥までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)①、(4)①、(5)①、(6)、(7)①及び②の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3)②から⑤まで、(4)②から⑤まで、(5)②から⑧まで、(7)③及び④に掲げる要件を満たしているときは、開札(価格審査)の時に上記の企業が4.(2)②、(3)①、(4)①、(5)①、(6)、(7)①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格が

あることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札（価格審査）の時ににおいて上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 平成18年9月11日（月）から平成18年9月19日（火）まで。
土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで。
 - ② 提出場所 5. に同じ。
 - ③ 提出方法 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。
- (2) 提出書類は、「資料－3 様式集」に従い作成すること。
- (3) 4. (3) ③の設計の実績、4. (4) ③の工事監理の実績、4. (5) ④から⑥の建設工事の施工実績及び4. (7) ③の維持管理の実績について確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等及び建設業者にあつては、それぞれ我が国における設計の実績、工事監理の実績、建設工事の施工実績及び維持管理の実績をもって行う。
- (4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成18年9月26日（火）までに通知する。
- (5) 競争参加資格確認後は、代表企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、(5) ①、(6)、(7) ①及び②の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4. (2) ①及び③から⑥までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6)、(7) ①及び②の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4. (3) ②から⑤まで、(4) ②から⑤まで、(5) ②から⑧まで、(7) ③及び④に掲げる要件を満たし、開札（価格審査）の時ににおいて当該企業が4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、(5) ①、(6)、(7) ①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに「応募グループ構成員等変更届」を「資料－3 様式集」に定めるところに従い

提出すること。

(6) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加希望者から提出されたものについては返却しない。
- ④ (5) ただし書に該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は「資料-3 様式集」を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先は、5. に同じ。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由。ただし、A4 版とする。）により説明を求めることができる。

- ① 提出期間 平成18年9月26日（火）～平成18年10月3日（火）まで。
土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで。
- ② 提出場所 5. に同じ。
- ③ 提出方法 書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送、FAX又は電子メールによるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成18年10月11日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 本入札説明書に対する質問及び見学会等

(1) 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「資料-3 様式集」に従い「入札説明書等に関する質問書提出届」及び「入札説明書等に関する質問書」を電子メールにて提出すること。

- ① 提出期間 平成18年8月9日（水）から平成18年8月28日（月）午後5時00分まで。
- ② 提出場所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
国土交通省 航空局 管制保安部 保安企画課
電 話 03-5253-8111 内線51139
電子メール naha-acc-pfi@mlit.go.jp

- (2) (1) の質問に対する回答書は、国土交通省航空局のホームページに掲載する。
- ① 掲載日 平成18年8月16日(水)までに受付けた質問に対する回答については、平成18年8月28日(月)に公表予定。
平成18年8月28日(月)までに受付けた質問に対する回答については、平成18年9月11日(月)に公表予定。
- ② URL 5. に同じ。
- (3) 事業場所等の見学会の開催
事業場所及び旧本館等の既存施設について、以下に従い見学会を開催する。
- ① 第1回
- 開催日 平成18年8月24日(木)
開催場所 3.(3)に同じ。
対象者 全ての参加希望者とする。ただし、1社あたり3名まで。
参加方法 参加を希望する者は、平成18年8月15日(火)午後5時00分までに、上記「9.(1)②」まで電子メールにて申し込むこと。
- ② 第2回
- 開催日 平成18年10月3日(火)
開催場所 3.(3)に同じ。
対象者 上記7.において競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者(応募グループ)を対象とする。ただし、1グループあたり10名まで。
参加方法 参加を希望する応募グループの代表企業は、平成18年9月28日(木)午後5時00分までに、上記「9.(1)②」まで電子メールにて申し込むこと。
- (4) 上記7.において競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者に対して、追加資料を下記の要領にて配付する。
- ① 配付期間 平成18年9月27日(水)から平成18年11月22日(水)まで。
土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで。
- ② 配付場所 9.(1)②に同じ。
- ③ 配付方法 当該資料の配付は全て手渡しによるものとし、配付を希望する者は、「資料-3 様式集」に従い「追加資料の申請書」を作成したうえで、上記配付場所へ事前に連絡すること。受渡しの方法等の詳細については、その都度指示をする。
- (5) 入札説明書等に関する再質問について
(3)による事業場所等の見学の結果及び(4)による追加資料についての質問がある場合は、「資料-3 様式集」に従い「入札説明書等に関する質問書提出届」及び「入札説明書等に関する質問書」を電子メールにて提出すること。
- ① 提出期間 平成18年10月4日(水)から平成18年10月10日(火)午後5時00

分まで。

② 提出場所 9. (1) ②に同じ。

(6) (5) の質問に対する回答書は、平成 18 年 10 月 24 日 (火) までに電子メールにて全ての質問者へ送付する。

10. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限 平成 18 年 11 月 24 日 (金) 午後 2 時 00 分まで。
(ただし、郵送による提出の受領期限は、平成 18 年 11 月 22 日 (水) 午後 5 時 00 分まで。)
- (2) 提出場所 5. に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

11. 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は持参すること。FAXによる入札は認めない。
- ③ 入札書は、「資料-3 様式集」に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名 (グループ名及び代表企業の氏名) を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。
- ④ 郵送 (書留郵便に限る。) により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官宛の親展で提出しなければならない。
- ⑤ 上記④の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ⑥ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑦ 入札参加者は、代理人 (入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。) をして入札させるときは、その委任状を「資料-3 様式集」に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、⑥と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、「予決令」第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、「資料－3 様式集」に定める「入札辞退届」を5. の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料の提出日の前日までに到達し、かつ書留郵便によるものに限る。）することにより、申し出るものとする。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「資料－4 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 PFI事業費の算定及び支払方法」（以下、「PFI事業費の算定及び支払方法」という。）を参照すること。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

1 2. 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、「資料－3様式集」に定めるところに従い作成すること。
- (2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、第二次審査資料については返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

- (4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。
- (7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は「5.」に同じ。

1 3. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

ただし、SPC は建設工事及び解体工事の履行を確保するため、支出負担行為担当官を被保険者とする以下の履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に寄託すること。なお、事業契約に定めるところにより、SPC を被保険者とする履行保証保険契約が設計者、建設者、工事監理者及び解体者によって締結される場合は、SPC の費用負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官のために設定するものとする。

① 建設工事にかかる履行保証保険

設計業務の着手日から本施設の引渡予定日までを期間として、調査設計費、建設工事費及び工事監理費等に相当する金額（PFI事業費の支払いにかかる手数料相当を除く。）の100分の10以上を担保すること。

② 解体工事にかかる履行保証保険

解体撤去業務の着手日から同業務の完了の日までを期間として、解体撤去にかかる調査設計費、建設工事費及び工事監理費等に相当する金額（PFI事業費の支払いにかかる手数料相当を除く。）の100分の10以上を担保すること。

14. 開札（価格審査）

- (1) 日時： 平成19年11月30日（木）午後2時00分
- (2) 場所： 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
国土交通省航空局入札室
- (3) その他： 入札参加者（応募グループの代表企業）又はその代理人は開札（価格審査）に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札（価格審査）に立ち会わない場合においては、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて開札（価格審査）を行う。

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後、落札者決定の時までに4. に掲げる資格を失ったもの、又は、開札（価格審査）の時に於いて4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

16. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予決令第91条第2項）により事業者を選定する。

また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

(2) 事業者の選定体制

国は、総合評価一般競争入札を実施するにあたり、国職員から構成される「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業PFI審査会」（以下「PFI審査会」という。）を設置する。PFI審査会は、第二次審査のうち加点項目審査を行う。

PFI審査会は、提案審査に際し、必要に応じて国が平成18年5月に設立した「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）に対して提案内容に対する意見を求める。有識者等委員会は、これを受けて専門的見地から提案内容に対する参考意見を提示する。

PFI審査会は、有識者等委員会から提示された意見等を踏まえて加点項目審査を行い、その結果を確定させる。

国はPFI審査会の審査結果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおり。

- | | |
|-----|---------------------------|
| 委員長 | 光多長温（鳥取大学地域学部教授） |
| 委員 | 坂本雄三（東京大学大学院教授） |
| | 廻 洋子（淑徳大学国際コミュニケーション学部教授） |
| | 国土交通省航空局飛行場部建設課長 |
| | 国土交通省航空局管制保安部保安企画課長 |
| | 国土交通省航空局那覇航空交通管制部部長 |

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者は、第二次審査資料を提出することができる。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について「資料－5 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

(ア) 開札（価格審査）

国は、入札参加者が入札書に記載した入札価格が国の設定する予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格の範囲内であることを確認された者については、引き続き第二次審査資料の審査を行う。入札価格が予定価格を超える場合は欠格とする。なお、全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

(イ) 基礎項目審査及び加点項目審査

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての審査を PFI 審査会に委ねる。

事業計画の提案内容の評価は、「資料－5 事業者選定基準」に定める各評価項目について、選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

国は、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施するものとし、ヒアリングの日時は追って通知する。

③ 総合評価

(ア) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(イ)によって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札参加者からの事業提案を「資料－5 事業者選定基準」に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

(A) 事業提案が業務要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

(B) 事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

(ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

④ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び国土交通省航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

17. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後7日以内に、国を相手方として、「資料－6 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

18. SPCの設立等

落札者は、本事業を実施するため、SPCを事業契約締結時までに設立する。なお、落札者等のSPCに対する出資に関する詳細については、「資料－6 基本協定書（案）」を参照のこと。

19. 事業契約の締結

（1）契約書作成の要否等

「資料－2 事業契約書（案）」により、作成するものとする。

（2）事業契約の締結

SPCは、落札者決定後、平成19年3月末日までに国を相手方として、「資料－2 事業契約書（案）」により事業契約を締結しなければならない。

（3）契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

（4）違約金

SPCが事業契約を締結しない場合は、国は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

20. 手続における交渉の有無

無。

21. 支払条件

「資料－4 PFI事業費の算定及び支払方法」を参照のこと。

22. 建設工事保険等付保の要否

「資料－2 事業契約書（案）」を参照のこと。

23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。

27. 添付書類

資料－1	業務要求水準書
添付資料1－1	用語の定義
添付資料1－2	適用法令・適用基準
添付資料1－3	整備スケジュール及び維持管理の開始時期
添付資料2－1	①既存建物等現況図 ②駐車場設計図 ③施設現況図※1
添付資料2－2	敷地測量図
添付資料2－3	地盤調査報告書
添付資料2－4	①解体撤去の対象範囲と概要 ②既設配電盤の撤去一覧※2
添付資料2－5	上水道配管図
添付資料2－6	下水道台帳
添付資料2－7	道路台帳
添付資料2－8	電波伝搬障害防止区域概略図
添付資料2－9	諸室の要求性能表
添付資料2－10	新本館の建設可能範囲
添付資料2－11	①ゾーニング・相関関係図 ②諸室利用形態の概要 ③諸室間のケーブル経路整備条件 ④機械施設監視室への直轄工事ケーブル配管
添付資料2－12	直轄工事レイアウト（案）
添付資料2－13	フェンス整備範囲及び既存フェンス参考図
添付資料2－14	電源系統概念図※2
添付資料2－15	管制運用室の照明等への配慮事項
添付資料2－16	既存電気設備の接続及び切替時期※2
添付資料2－17	熱源システムフロー図
添付資料2－18	空調システムフロー図
添付資料2－19	動力設備システムフロー図
添付資料3－1	業務提供時間帯
添付資料3－2	現敷地の植栽管理の範囲（参考）
添付資料3－3	各室の在室時間等・清掃業務範囲・立入に関する制限
添付資料3－4	廃棄物処理の実績量

※1：参加資格審査の通過者に提示予定。

※2：参加資格審査の通過者に詳細資料を提示予定。

資料－ 2	事業契約書（案）
資料－ 3	様式集
資料－ 4	PFI 事業費の算定及び支払方法
資料－ 5	事業者選定基準
資料－ 6	基本協定書（案）
資料－ 7	業績等の監視及び改善措置要領